

長寿社会課からのお知らせ

1 介護報酬制度における山口県の「中山間地域等」について

このことについて、令和8年4月以降の山口県の状況をとりとまとめ、令和8年4月1日（水）に「かいごへるぷやまぐち」に一覧表を掲載する予定とじていますので、御確認いただくようお願いします。

なお、「特別地域加算」及び「中山間地域等における小規模事業所加算」の算定に伴う加算の届出について、4月以降、新たに算定する場合、又は変更する場合は、4月9日（木）までに所管の健康福祉センターに届出の提出が必要となります。

2 介護保険制度に係る質問について

介護保険制度に係る質問については、国からの通知（告示、留意事項通知、Q&A等）をよく読んだ上で、疑義がある場合はFAXでお問い合わせください。

FAX：083-922-3022

※様式は「かいごへるぷやまぐち」内「事業者の方へ」→「指定等の手引き」
→「4 変更・報告等」→「4 質問票」に掲載しています。

<注意事項>

- 1 1枚につき1件の質問に限ること。
- 2 関係法令等をよく読んだ上、事業所の考えを記入し、提出すること。
- 3 山口県内（下関市を除く）の介護保険事業所からの質問に限ること。
- 4 地域密着型サービスに関する質問は、所管の市町に行くこと。